

玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱(改定)

【国内又は海外の検査機関の実施した検査結果の受入れ】

第 11 条 協会は、指定検査機関以外の国内の検査機関又は海外の検査機関を指定して、当該指定機関が S T 基準の一部（S T 基準第 3 部「化学的特性」に限る。）について基準適合検査を行うことを認め、検査の日から 1 年以内限り、当該検査機関の行う検査の結果を、指定検査機関の検査結果として受入れるものとする。

2. 前項の指定は、下記のとおりとする。

名 称	連 絡 先
Hong Kong Standards and Testing Center	10,Dai Wang Street, Taipo Industrial Estate, NT, Hong Kong, China
CMA Industrial Development Foundations Limited	Room 1302, Yan Hing Center, 9-13 Wong Chuk Yeung Street, Fo Tan, N.T. Hong Kong
一般財団法人 化学研究評価機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所	〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内
Intertek Testing Services Hong Kong Limited	6/F, Garment Centre, 576 Castle Peak Road, Kowloon, Hong Kong
SGS Hong Kong Limited	28F, Metropole Square, 2 On Yiu Street, Siu Lek Yuen, Shatin, N.T., Hong Kong
SGS Thailand Limited	41/23 Soi Rama III 59, Rama III Road, Chongnonsee, Yannawa, Bangkok 10120 Thailand
Intertek Vietnam Limited	1st floor, E.W building, E Town, 364 Cong Hoa Street, Ward 13, Tan Binh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
一般財団法人 日本文化用品安全試験所 香港事業所	<u>18/F, A-1, Block 1, Tai Ping Industrial Centre, 57 Ting Kok Road, Tai Po, N.T. Hong Kong</u>

- 指定検査機関は、その実施する S T 基準適合検査において、検査の申請者から、第 1 項の検査機関の実施した検査結果の提出があったときは、当該検査結果に係る検査を省略するものとする。
- 第 1 項の検査機関の実施した検査結果を指定検査機関に提出する場合には、検査の申請者は、指定検査機関が、当該検査結果を S T 基準適合検査のための資料として円滑に事務処理をすることができるよう、必要な注意を払わなければならない。
- 第 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 10 条の規定は、第 1 項の検査機関に準用する

(付則 平成 27 年 2 月 1 日施行)

この改定（制度要綱第 11 条の改定）は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。